

## 第46号議案

芦屋市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和元年6月21日提出

芦屋市長 伊 藤 舞

### 提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正等に伴い、災害援護資金の貸付利率を引き下げるため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

芦屋市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年芦屋市条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">（保証人及び利率）</p> <p>第14条 <u>災害援護資金の貸付を受けようとする者は、保証人を立てることができる。</u></p> <p><u>2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1パーセントとする。</u></p> <p><u>3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付を受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を</u></p> | <p style="text-align: center;">（利率）</p> <p>第14条</p> <p>災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年<u>3パーセント</u>とする。<u>ただし、延滞の場合は、令第10条の規定によるものとする。</u></p> |

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p><u>包含するものとする。</u></p> <p>(償還等)</p> <p><u>第15条</u> 災害援護資金は、<u>年賦償還、半年賦償還又は月賦償還</u>とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から<u>第11条</u>までの規定によるものとする。</p> <p><u>第16条</u> (略)</p> | <p>(保証人)</p> <p><u>第15条</u> 災害援護資金の貸付を受けようとする者は、その債務(令第10条の違約金を含む。)を連帯して負担する保証人を<u>たてなければならない。</u></p> <p>(償還等)</p> <p><u>第16条</u> 災害援護資金は、<u>半年賦償還</u>とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 償還免除、<u>保証人</u>、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から<u>第12条</u>までの規定によるものとする。</p> <p><u>第17条</u> (略)</p> |

## 附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の芦屋市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、平成31年4月1日から適用する。

## 芦屋市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正要綱

### 1 改正の趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正等に伴い，災害援護資金の貸付利率を引き下げるため，この条例を制定しようとするもの。

### 2 改正の内容

- (1) 災害援護資金の貸付利率を次のとおり引き下げる。(第14条関係)
  - ア 保証人を立てる場合 無利子（現行は年3パーセント）
  - イ 保証人を立てない場合（現行は制度なし）
    - (ア) 据置期間中 無利子
    - (イ) 据置期間経過後 延滞の場合を除き1パーセント
- (2) 保証人について，次のとおり改める。(第14条，第15条及び第16条関係)
  - ア 災害援護資金の貸付を受ける者は，保証人を附さずに貸付を受けることができる。
  - イ 保証人は，災害援護資金の貸付を受けた者と連帯して債務を負担し，その保証債務は，年5パーセントの割合で計算した違約金を含む。
- (3) 災害援護資金の償還方法に，年賦償還及び月賦償還を加える。(第15条関係)
- (4) その他規定の整理

### 3 施行期日

公布の日から施行し，平成31年4月1日から適用

### 災害弔慰金の支給等に関する法律抜粋

#### (災害援護資金の貸付け)

第10条 市町村は、条例の定めるところにより、その区域内において災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助の行われる災害その他の政令で定める災害により次に掲げる被害を受けた世帯で政令の定めるところにより算定したこれに属する者の所得の合計額が政令で定める額に満たないものの世帯主に対し、生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うことができる。

- (1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷
- (2) 政令で定める相当程度の住居又は家財の損害

2 災害援護資金の一災害における一世帯当たりの限度額は、政令で定める。

3 災害援護資金の償還期間(据置期間を含む。)は、10年を超えない範囲内で政令で定める。

4 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は、延滞の場合を除き、その利率を年3パーセント以内で条例で定める率とする。

### 災害弔慰金の支給等に関する法律施行令抜粋

#### (災害援護資金の限度額及び償還方法)

第7条 法第10条第2項に規定する限度額は、350万円とする。ただし、内閣総理大臣が被害の種類及び程度を勘案して定める場合は、270万円、250万円、170万円又は150万円とする。

2 法第10条第3項に規定する償還期間は、10年とし、同項に規定する据置期間は、そのうち3年(内閣総理大臣が被害の程度その他の事情を勘案して定める場合にあっては、5年)とする。

3 災害援護資金の償還は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還の方法によるものとする。

4 前項の規定による災害援護資金の年賦償還、半年賦償還又は月賦償還は、それぞれ

れ元利均等償還の方法によることを原則とする。ただし，災害援護資金の貸付けを受けた者は，いつでも繰上償還をすることができる。

(違約金)

第9条 市町村は，災害援護資金の貸付けを受けた者が支払期日に償還金又は前条の規定により一時償還すべき金額を支払わなかつたときは，延滞元利金額につき，年5パーセントの割合をもつて，支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収する。ただし，当該支払期日に支払わないことにつき，災害その他やむを得ない理由があると認められるときは，この限りでない。